

## はじめに

大阪府における障がいのある子どもの教育は「ともに学び、ともに育つ」を基本として進めてきました。

平成19年に改正学校教育法が施行され、発達障がいを含む障がいのあるすべての子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育が法的に位置づけられてから5年が経過しました。

また、平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」や、平成23年に改正された障害者基本法などを背景に、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築の必要性が提言されています。

大阪府においては、平成24年度末に策定の「大阪府教育振興基本計画」において、「すべての子どもの学びの支援」を教育振興の目標の1つに、さらに、「障がいのある子ども一人ひとりの自立の支援」を基本方針の1つに掲げ、「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進のために取り組もうとしています。

これまで、各学校園が、障がいのある子どもを中心にし、すべての子どもが、互いを尊重し、ともに高め合える集団を育てる教育を進め、「ともに学び、ともに育つ」学校づくり・集団づくりを行うため、めざす教育の方向や考え方を整理し、実践の指針を示してきましたが、このような社会情勢の変化を受け、これまでの取組みをさらに充実させ、深化させるために、平成18年に作成した本冊子を改訂することにしました。

今回の改訂では、一人ひとりの子どもの多様なニーズへの支援などについての指導事例、実践に向けてのポイントや、また、障がいのある子どもを含むすべての子どもへの支援などをさらに詳しく記載しました。

また、障がいのある子どもに対するいじめや人権侵害事象の根絶をめざし、集団づくりや未然防止の観点などについても加筆しています。

本冊子が各学校園において、研修等で活用され、障がいのある子どもを含めたすべての子どもを大切にされた教育がなされることにより、「ともに学び、ともに育つ」学校園づくりがさらに推進されますことを期待しております。